

件 名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主 管 課	人事課
根拠法令等	○職員の給与等に関する報告及び勧告（令和6年10月9日付け6人委第194号）
人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定するため、下記のとおり条例の一部を改正。 ○ 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例 ・給料表の改定（主任級以上の給料の最低水準引上げ、局長級以上の号給数削減） ・昇給制度の見直し（局長級以上は標準成績の場合に昇給しない等） ・扶養手当の改定（配偶者に係る手当の廃止、子に係る手当の増額） ・地域手当の改定（級地区分の簡素化） ・通勤手当の支給限度額の引上げ（93,000円 → 150,000円） ・在宅勤務等手当の新設 ・管理職員特別勤務手当の改定（平日深夜の対象時間帯拡大） ・再任用職員への住居手当等の支給 ○ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 ・再任用職員への住居手当等の支給 ○ 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・扶養手当の改定 ・在宅勤務等手当の新設 ・管理職員特別勤務手当の改定 ・再任用職員への住居手当等の支給 ○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・平日深夜の時間帯に係る管理職員特別勤務手当の支給 ○ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・業績手当の廃止及び勤勉手当の新設 ・平日深夜の時間帯に係る管理職員特別勤務手当の支給 ・期末手当支給月数の改定 ○ 職員の修学部分休業に関する条例、職員の高齢者部分休業に関する条例 ・職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規定整備 ○ 会計年度任用職員の給与等に関する条例 ・在宅勤務等手当（相当する報酬含む）の新設 ○ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正 ・暫定再任用職員への住居手当、特地勤務手当等の支給	
施 行 日	令和7年4月1日
【その他参考事項】	